

松戸市議会会議規則の一部を改正する規則

松戸市議会会議規則（昭和41年松戸市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>目次</p> <p>第1章（略）</p> <p>第1節～第8節（略）</p> <p>第9節 公聴会・参考人（第78条—第84条）</p> <p>第10節（略）</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則（第90条—<u>第94条</u>）</p> <p>第2節～第6節（略）</p> <p>第3章～第6章（略）</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場（第166条）</p> <p>第8章（略）</p> <p>第9章 補則（第168条）</p> <p>附則</p> <p>（宿所又は連絡所の届出）</p> <p>第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときもまた同様とする。</p> <p>（議席）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章（略）</p> <p>第1節～第8節（略）</p> <p>第9節 公聴会<u>及び</u>参考人（第78条—第84条）</p> <p>第10節（略）</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則（第90条—<u>第94条の2</u>）</p> <p>第2節～第6節（略）</p> <p>第3章～第6章（略）</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場（第166条・<u>第166条の2</u>）</p> <p>第8章（略）</p> <p>第9章 補則（<u>第167条の2—</u>第168条）</p> <p>附則</p> <p>（宿所又は連絡所の届出）</p> <p>第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、<u>また</u>同様とする。</p> <p>（議席）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2・3（略）</p>

4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

(会議時間)

第9条 (略)

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員4人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 (略)

(休会)

第10条 (略)

2 議事のつごう、その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

3・4 (略)

(会議の開閉)

第11条 (略)

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣言した後は、何人も、議事について発言することができない。

(議案の提出)

第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては4人以上の賛成者とともに連署して議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

(会議時間)

第9条 (略)

2 議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員4人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

4 (略)

(休会)

第10条 (略)

2 議事の都合、その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

3・4 (略)

(会議の開閉)

第11条 (略)

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(議案の提出)

第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては4人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

(修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては4人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

- 2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。
- 3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

(日程の作成及び配布)

第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

(日程のない会議の通知)

第22条 (略)

(延会の場合の日程)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき、又はその議事が終らなかつた

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては4人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

- 2 議員が提出した事件及び動議につき前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。
- 3 委員会が提出した議案につき第1項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。

(日程の作成及び配布)

第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

(議事日程のない会議の通知)

第22条 (略)

(延会の場合の議事日程)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき、又はその議事が終わらなかつた

ときは、議長は、さらにその議事日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第24条 議事日程に記載した事件の議事を終つたときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮つて延会することができる。

(不在議員)

第26条 選挙を行う際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口の閉鎖)

第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条(選挙の宣告)の規定による宣告の後議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票)

第29条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備えつけの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第30条 議長は、投票が終つたと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第31条 (略)

2 (略)

3 投票の効力は、立会人の意見をきいて議長が決定する。

たときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第24条 議事日程に記載した事件の議事を終わつたときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮つて延会することができる。

(不在議員)

第26条 選挙を行う際議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口の閉鎖)

第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条((選挙の宣告))の規定による宣告の後議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票)

第29条 議員は、議長の指示に従つて、順次、投票する。

(投票の終了)

第30条 議長は、投票が終わつたと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第31条 (略)

2 (略)

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第37条 会議に付する事件は、第141条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任・委員会又は特別委員会に、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に付託することができる。

3 提出者の説明又は委員会への付託は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了をまつて議題とする。

(委員長の報告及び少数意見者の報告)

第39条 委員会が審査又は調査した事件が議題となつたときは、委員長がその経過及び結果を報告し、ついで少数意見者が少数意見の報告をする。

2～4 (略)

(修正案の説明)

第40条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき、又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(討論及び表決)

第42条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第37条 会議に付する事件は、第141条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会への付託は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を待つて議題とする。

(委員長の報告及び少数意見者の報告)

第39条 委員会が審査又は調査した事件が議題となつたときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。

2～4 (略)

(修正案の説明)

第40条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき、又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(討論及び表決)

第42条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

2 前項の期限までに審査又は調査を終らなかつたときは、その事件は、第38条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第45条 (略)

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

(再付託)

第46条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、さらにその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

(発言の通知及び順序)

第51条 (略)

2・3 (略)

4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当たつても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。

(発言の通告をしない者の発言)

第52条 発言の通告をしない者は、通告した者が全て発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

2・3 (略)

(議長の発言討論)

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は、第38条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第45条 (略)

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(再付託)

第46条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

(発言の通告及び順序)

第51条 (略)

2・3 (略)

4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当たつても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。

(発言の通告をしない者の発言)

第52条 発言の通告をしない者は、通告した者が全て発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

2・3 (略)

(議長の発言討論)

第54条 議長が議員として発言しようとするときは、議席につき発言し、発言が終つた後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第55条 (略)

2 (略)

3 議員は、質疑に当つては自己の意見を述べることができない。

(発言の継続)

第59条 延会、中止又は休憩のため発言が終らなかつた議員は、さらにその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑、討論の終結又は省略)

第60条 質疑又は討論が終つたときは、議長は、その終結を宣告する。

2 (略)

3 議員は、特に必要があると認めるときは、質疑又は討論省略の動議を提出することができる。

4 質疑若しくは討論終結の動議又は質疑若しくは討論省略の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮つて決める。

(緊急質問等)

第63条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

2・3 (略)

(準用規定)

第64条 質問については、第56条(質疑の回数)及び第60条(質疑、討論の終結又は省略)の規

第54条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わつた後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第55条 (略)

2 (略)

3 議員は、質疑に当たつては、自己の意見を述べることができない。

(発言の継続)

第59条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかつた議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第60条 質疑又は討論が終わつたときは、議長は、その終結を宣告する。

2 (略)

(削除)

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮つて決める。

(緊急質問等)

第63条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

2・3 (略)

(準用規定)

第64条 質問については、第56条(質疑の回数)及び第60条(質疑又は討論の終結)

定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第65条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

2 法第129条第1項の規定により議長が取消しを命じた発言及び前項の規定により議員が取り消した発言に係る議事の記録は、公開しない。

(答弁書の配布)

第66条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写を議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布にかえることができる。

(表決問題の宣告)

第67条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在議員)

第68条 表決の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第69条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第70条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員4人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表

の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第65条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(削除)

(答弁書の配布)

第66条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布に代えることができる。

(表決問題の宣告)

第67条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在議員)

第68条 表決の際議場~~に~~にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第69条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第70条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員4人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表

決をとらなければならぬ。

3 (略)

(投票による表決)

第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員4人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 (略)

(無記名投票)

第73条 無記名投票を行う場合には、所定の投票用紙に問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と記載して、投票箱に投入しなければならない。

2 (略)

(選挙規定の準用)

第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条(議場の出入口閉鎖)、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(簡易表決)

第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員4人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならぬ。

(表決の順序)

第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならぬ。

決を採らなければならぬ。

3 (略)

(投票による表決)

第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員4人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 (略)

(無記名投票)

第73条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 (略)

(選挙規定の準用)

第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条((議場の出入口閉鎖))、第28条((投票用紙の配布及び投票箱の点検))、第29条((投票))、第30条((投票の終了))、第31条((開票及び投票の効力))第1項から第3項まで、第32条((選挙結果の報告))第1項及び第33条((選挙関係書類の保存))の規定を準用する。

(簡易表決)

第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員4人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならぬ。

(表決の順序)

第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならぬ。

- 2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員4人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いずに会議に諮つて決める。
- 3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決をとる。

第9節 公聴会・参考人

(公述人の決定)

- 第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。
- 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏ることのないよう、公述人を選ばなければならない。

(参考人)

- 第84条 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。
- 2 参考人については、第81条(公述人の発言)、第82条(議員と公述人の質疑)及び前条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

(会議録の記載事項)

- 第85条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。
- (1)~(15) (略)
- 2 議事は、速記法又は録音機器によつて記録する。

- 2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員4人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いずに会議に諮つて決める。
- 3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

第9節 公聴会及び参考人

(公述人の決定)

- 第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。
- 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないよう、公述人を選ばなければならない。

(参考人)

- 第84条 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。
- 2 参考人については、第81条((公述人の発言))、第82条((議員と公述人の質疑))及び前条((代理人又は文書による意見の陳述))の規定を準用する。

(会議録の記載事項)

- 第85条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。
- (1)~(15) (略)
- 2 議事は、速記法その他議長が適当と認める方法によつて記録する。

(会議録の配布)

第86条 会議録は、議長が定める者に配布(会議録が電磁的記録をもつて作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。)する。

(会議録の公表)

第87条 会議録は、印刷物等の方法により公表する。

2 前項の会議録には、秘密会の議事、法第129条第1項の規定により議長が取消しを命じた発言及び第65条(発言の取消し又は訂正)第1項の規定により議員が取り消した発言は掲載しない。ただし、会議録原本については、この限りでない。

(会議録署名議員)

第88条 会議録に署名する議員(会議録が電磁的記録(法第123条第1項の電磁的記録をいう。)をもつて作成されている場合にあつては、同条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)は2人以上とし、議長が会議において指名する。

(定足数に関する措置)

第94条 開議時刻後、相当の時間を経てもなお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は散会を宣告することができる。

2・3 (略)

(会議録の配布)

第86条 会議録は、議員及び関係者に配布する。

(会議録に掲載しない事項)

第87条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第65条(発言の取消し又は訂正)の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(削除)

(会議録署名議員)

第88条 会議録に署名する議員は2人以上とし、議長が会議において指名する。

(定足数に関する措置)

第94条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は散会を宣告することができる。

2・3 (略)

(出席委員に関する措置)

第94条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会に出席している委員を含む。

(先決動議の表決順序)

第99条 他の事件に先だつて表決に付さなければならぬ動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。

(動議の撤回)

第100条 提出者が会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

(委員会報告書)

第110条 委員会は、事件の審査又は調査を終つたときは、報告書を作り委員長から議長に提出しなければならない。

(閉会中の継続審査)

第111条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

(発言内容の制限)

第116条 発言は、全て簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 (略)

(委員外議員の発言)

第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申し出が

(先決動議の表決順序)

第99条 他の事件に先立つて表決に付さなければならぬ動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。

(動議の撤回)

第100条 提出者が会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

(委員会報告書)

第110条 委員会は、事件の審査又は調査を終わつたときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

(閉会中の継続審査)

第111条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

(発言内容の制限)

第116条 発言は全て、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 (略)

(委員外議員の発言)

第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員(以下この条において「委員外議員」という。)に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員外議員から発言の申出があつた

あつたときは、その許否を決める。

(委員長の発言)

第118条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終つた後委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、委員長席に復することができない。

(議事進行に関する発言)

第120条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの、又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、委員長は直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第121条 会議の中止又は休憩のため発言が終らなかつた委員は、さらにその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

ときは、その許否を決める。

3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(委員長の発言)

第118条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終つた後委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

2 法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

(議事進行に関する発言)

第120条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、委員長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第121条 会議の中止又は休憩のため発言が終らなかつた委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第122条 質疑又は討論が終つたときは、委員長は、その終結を宣告する。

2・3 (略)

(発言の取消し又は訂正)

第124条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取消し、又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

(互選の方法)

第126条 (略)

2～4 (略)

5 委員会は、委員のうちに異議を有する者がいないときは、第1項の互選につき、指名推選の方法を用いることができる。

6 (略)

(選挙規定の準用)

第127条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、前章第4節の規定を準用する。

(表決問題の宣告)

第128条 委員長は表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在委員)

第129条 表決の際、会議室にいない委員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第130条 表決には、条件を付けることができない。

第122条 質疑又は討論が終わつたときは、委員長は、その終結を宣告する。

2・3 (略)

(発言の取消し又は訂正)

第124条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し、又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

(互選の方法)

第126条 (略)

2～4 (略)

5 委員会は、委員のうちに異議を有する者がないときは、第1項の互選につき、指名推選の方法を用いることができる。

6 (略)

(選挙規定の準用)

第127条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、第1章第4節の規定を準用する。

(表決問題の宣告)

第128条 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在委員)

第129条 表決の際、会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、法第109条第9項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

(条件の禁止)

第130条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第131条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第132条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 (略)

(無記名投票)

第134条 無記名投票を行う場合には、所定の投票用紙に問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と記載して、投票箱に投入しなければならない。

2 (略)

(選挙規定の準用)

第135条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)及び第32条(選挙結果の報告)第1項の規定を準用する。

(簡易表決)

第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は起立の方法で表決をとらなければならない。

(起立による表決)

第131条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第132条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 (略)

(無記名投票)

第134条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 (略)

(選挙規定の準用)

第135条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)、第1項から第3項まで及び第32条(選挙結果の報告)第1項の規定を準用する。

(簡易表決)

第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第138条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決をとる。

(請願書の記載事項等)

第139条 (略)

2～4 (略)

5 請願者が請願書(会議の議題となつたものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(請願文書表の作成及び配布)

第140条 (略)

2 (略)

3 請願者数人連署のものは、請願者某ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは請願者某ほか何人と記載するほかその件数を記載する。

(請願の委員会付託)

第141条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があ

(表決の順序)

第138条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

(請願書の記載事項等)

第139条 (略)

2～4 (略)

5 請願者が請願書(会議の議題となつたものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となつた後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

(請願文書表の作成及び配布)

第140条 (略)

2 (略)

3 請願者数人連署のものは請願者某ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは請願者某ほか何人と記載するほかその件数を記載する。

(請願の委員会付託)

第141条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することが

ると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

(紹介議員の委員会出席)

第142条 (略)

2 (略)

(請願の審査報告)

第143条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

(1)・(2) (略)

2 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの、並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を附記しなければならない。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第144条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについてはこれを請求しなければならない。

できる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(紹介議員の委員会出席)

第142条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(請願の審査報告)

第143条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により、議長に報告しなければならない。

(1)・(2) (略)

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの、並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第144条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第145条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

(資格決定の審査)

第149条 前条の要求については、議会は、第37条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(決定書の交付)

第150条 議会が、議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

(携帯品)

第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときはこの限りでない。

(資料等印刷物の配布許可)

第157条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(懲罰動議の提出)

第160条 (略)

2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第

(陳情書の処理)

第145条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

(資格決定の審査)

第149条 前条の要求については、議会は、第37条((議案等の説明、質疑及び委員会付託))第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(決定の通知)

第150条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(携帯品)

第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

(資料等印刷物の配布許可)

第157条 議場又は委員会の会議室において、資料等を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(懲罰動議の提出)

第160条 (略)

2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第

49条（秘密の保持）第2項又は第113条（秘密の保持）第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

（懲罰動議の審査）

第161条 懲罰については、議会は、第37条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

（懲罰の宣告）

第165条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は公開の議場において宣告する。

（協議又は調整を行うための場）

第166条 （略）

2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

3・4 （略）

49条（秘密の保持）第2項又は第113条（秘密の保持）第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

（懲罰動議の審査）

第161条 懲罰については、議会は、第37条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。

第161条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

（懲罰の宣告）

第165条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

（協議又は調整を行うための場）

第166条 （略）

2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

3・4 （略）

（協議等の場の開催方法の特例）

第166条の2 前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。

（電子情報処理組織による通知等）

第167条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条（（日程の作成及び配布））、第66条（（答弁書の配布））、第86条（（会議録の配布））、第125条（（答弁書の配布））、第140条（（請願文書表の作成及び配布））第1項及び第141条（（請願の委員会付託））第1項の規定による議員に対する通知にあ

つては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうち第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

(電磁的記録による作成等)

第167条の3 この規則の規定(第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)第1項(第74条(選挙規定の準用))において準用される場合を含む。)を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。